

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月12日現在

機関番号：12604

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330257

研究課題名（和文）

欧米8カ国のインクルーシヴ教育における合理的配慮のあり方に関する研究

研究課題名（英文）

Studies on the role of reasonable accommodation in the inclusive education of Western 8 countries

研究代表者

加瀬 進 (KASE SUSUMU)

東京学芸大学・教育学部・教授

研究者番号：60273538

研究成果の概要（和文）：

欧米8カ国（アメリカ・イギリス・オーストラリア・ロシア・ドイツ・フランス・デンマーク・スウェーデン）のインクルーシヴ教育は、単に障害児と非障害児を同一空間・同一教材で教授することを施行するのではなく、「学習への完全参加」をすべての子どもに保障しつつ、共に生きる市民として育ち会える環境をどのように構築するか、という大きな教育的チャレンジであり、合理的配慮のあり方も障害者差別禁止法体制との関連で探求されつつある。

研究成果の概要（英文）：

Inclusive Education in Western 8 countries (U.S., UK, Australia, Russia, Germany, France, Denmark, Sweden) is not the aspire to teach in the same space, the same materials the non-disabled children and children with disabilities simply, but "Big Educational Challenge" for guaranteed to the children of all the full participation in learning, while creating an environment to meet grow as citizens to live together. And the way of reasonable accommodation is being explored in the context of the Disability Discrimination Act system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	4,700,000	1,410,000	6,110,000
2011年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2012年度	3,900,000	1,170,000	5,070,000
年度			
年度			
総計	12,600,000	3,780,000	16,380,000

研究分野：特別支援教育

科研費の分科・細目：教育学・特別支援教育

キーワード：欧米8カ国 インクルーシヴ教育 合理的配慮

1. 研究開始当初の背景

国連・障害者権利条約の批准に向けて、我が国の教育が「インクルーシヴ教育」たり得るか、そこにおける合理的配慮のあり方はどうあるべきかを確定する作業が喫緊の課題であり、欧米8カ国の先行する経験に学ぶニ

ーズに高い社会的共鳴性が存在した。

2. 研究の目的

日本の学校教育において子どもの発達を最大にする合理的配慮のあり方に関する有用かつ実効性のある知見を得るため、スウ

ェーデン・ドイツ・イギリス・デンマーク・オーストラリア・アメリカ・フランス・ロシアそれぞれの学校におけるインクルーシブ教育のありようと〈子どもの発達を最大にする合理的配慮〉の実態・成果・課題を明らかにする。

3. 研究の方法

欧米8カ国を研究フィールドとする特別支援教育学研究者による文献研究・現地訪問調査を進め、定期的研究協議会を開催して情報交換・情報共有・比較検討を行い、学会発表や個別論文を通して、その成果を発信していく。

<研究担当>

(1) スウェーデン

加瀬 進 (KASE SUSUMU)

東京学芸大学・教育学部・教授

(2) デンマーク

真城 知己 (SANAGI TOMOMI)

千葉大学・教育学部・准教授

(3) ドイツ

荒川 智 (ARAKAWA SATOSHI)

茨城大学・教育学部・教授

(4) イギリス

新井 英靖 (ARAI HIDEYASU)

茨城大学・教育学部・准教授

(5) アメリカ

米田 宏樹 (YONEDA HIROKI)

筑波大学・人間総合科学研究科・講師

(6) オーストラリア

山中 冴子 (YAMANAKA SAEKO)

埼玉大学・教育学部・教授

(7) フランス

星野 常夫 (HOSHINO TSUNEO)

文教大学・教育学部・教授

(8) ロシア

渡邊 健治 (WATANABE KENJI)

東京学芸大学・教育学部・教授

4. 研究成果

(1) 各国の概要

① スウェーデン

ニーズにあった教育を準備しつつ、同じ市民として育ちあうという教育的ジレンマに「分離的統合」という概念を援用しながらインクルーシブ教育を追求してきたのがスウェーデンであるが、2011年秋学期より、改正学校教育法および改正学習指導要領(LP2011)が施行された。本研究との関連で興味深いのは、学習指導要領において詳細な到達目標が示されたこと、基礎学校高学年(中学校相当)に英才児のための「プロファイルクラス」設置を可能にしたこと、授業の妨

げとなる行為に及ぶ児童生徒に警告・出席停止といった懲罰的対応を可能にしたことである。こうした施策が同国のインクルーシブ教育と合理的配慮にどのような影響を及ぼすか、さらなる検討を重ねる必要がある。

② デンマーク

デンマークにおける特別ニーズ教育の対象生徒の割合は約5.6%(2010年)である。改正作業が進められているフォルケスコレ法では、特別ニーズ教育に配分される予算が削減される見込みである。「合理的配慮」の目安は2012年5月に公表されたが、実際の運用に関しては、地域再編によって権限が拡大された各市の市議会の判断で行われるため、実際に生徒が受けられる特別なサービスの格差が拡大すると予想されている。具体的な対応は個々の学校に配分する市もあれば、現職教育を充実させてフォルケスコレでの対応の質の向上を図ろうとする市など多様である。

③ ドイツ

バイエルン州では、2010年の教育制度法改正によって、「インクルーシブな授業はすべての学校の課題である」と規定され、様々な形態の共同学習が模索されている。法律上は、通常学校の共同学習に対し支援学校教員が巡回支援をする「協同学級」、パートナー関係にある通常学級と支援学校の学級が合同授業をする「パートナー学級」、特別学校に障害のない子どもを受け入れる「オープン学級」がある。ある地方都市では、知的障害が校の中に通常学校の分教室を設置し、日常的な交流や共同学習が行われていた。しかし、インクルーシブ教育を実践している多くの学校では、まだ体制や条件がしっかりと整っているわけではなく、とくに財政難を理由に巡回支援の時間数が削減されるなど、多くの矛盾や課題も抱えている。

④ イギリス

英国では、インクルーシブ教育において合理的配慮を保障するために、SNE審判所(tribunal)が設けられている。こうしたシステムは、英国では2000年以前より存在したが、ここ数年はその手続きを保護者にわかりやすく伝える文書や、保護者から信頼(confidence)を得られるようにするための研究調査が行われている。一方、インクルーシブ教育において多様な子どもたちが学びあえるように、グループワークや能動的学習(active learning)が重視されている。こう

した教育実践の変化の背景に、1990年代以降の学習理論の変化があり、活動論をベースとした教育実践改革とインクルーシブ教育の実践開発には親和性があることがわかった。

⑤アメリカ

水準にもとづく教育下の米国では、すべての児童生徒に水準に基づく教科の指導が促されているが、中度～重度の障害のある児童生徒の特別教育ではカリキュラムが教材としてのみ使用され、IEPのゴールは機能的スキルとなっていた。RTIモデルの導入により児童生徒のニーズをデータに基づき把握し、指導成果もデータに基づき評価することが促されているが、重度の障害のある子どもの試験問題作成は担当教員にゆだねられていた。特別教育プログラムや人的資源(職種)の細分化が進み、各々の機能・役割が不明確になっていた。

⑥オーストラリア

オーストラリア・ニューサウスウェールズ州では、1990年代後半から通常学校が柔軟性のある場となりえるような取り組みがなされてきた。しかしここ10年ほど、通常学校では対応困難と判断された行動障害や精神疾患の子どもたちの特別学校が増えている。障害外のニーズのある子どもも多い。これらの学校は支援の程度に応じてカスケードがあり、診断を要するか否か、通常学校への復学を目指すか否かなど多様性があるが、主たるプログラムは「行動マネジメント」である。これらの学校は、同州のインクルーシブ教育のもう一つの現実を示している。

⑦フランス

フランス障害児教育を実質的に担っている福祉・医療担当省管轄の教育・施設(IMPとIMpro)を調査対象とした。文部省管轄の学校とは一線を画されるこれらの教育・施設は、親の会などの組織が設置母体であり、さらにその組織は幼児期から老年期に至る障害児・者の生涯を対象とする多様な施設を運営している。これらの教育・施設のインクルーシブ教育の動向への反応は一般的に鈍いが、文部省管轄の教員免許状を所有した教員をクラスに配置していたり、また、限られた条件ながら、通常校との交流を行うなどの対応をしている。

⑧ロシア

ロシアにおいては、インクルーシブ教育が

進められているが地域間に大きな格差がみられる。インクルーシブ教育が進んでいるモスクワ市においても、特別学校の存在を否定したり、軽視したりするような論調はほとんど見られない。また、依然として、分化的教授法の必要性が強調されている。こうしてみると、ロシアにおいては、通常の学校における共に学ぶ教育は、特別学校、特別学級(グループ)、補償学級などを含めたインクルーシブ教育として進めようとしているのではないかと考えられる。

(2)全体考察

8カ国に共通して言えることは「インクルーシブ教育」概念の多様性であるが、それぞれの国情に応じて「ともに学ぶ」制度設計を目差していると言えよう。ロシア、フランスでは重度の障害児に対しては特別の学校・施設を用意して教育を展開するが、通常の学校においても障害児を受け入れる「インクルーシブ学校」や「原則として」地域の学校に在籍するといった施策を展開している。オーストラリア、アメリカ、ドイツ、イギリス、デンマークにおいては可能な限り特別の学校を限定的に活用しつつ、通常学校における多様性への対応を工夫しつつある。スウェーデンの場合には、通常の学校と特別の学校という区分はあるが、いずれも市立とし、敷地的に統合した「複合型学校」へと制度改革を進めつつ、「生徒のニーズに応じて区分はあるが、一丸となった学校」をインクルーシブ教育へ向かう一つのステップとしている。なお、合理的配慮はインクルーシブ教育のみならず、各国で制定が進んでいる「障害者差別禁止法」との関連で検討する必要があり、障害者差別禁止の制度体系との関連で研究する必要が明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計9件)

- ① 新井英靖、英国インクルーシブ教育実践の展開と教授方法の改善、障害者問題研究、査読有、39(1)、2011、44-48
- ② 荒川 智、ドイツにおけるインクルーシブ教育の動向、障害者問題研究、査読有、39(1)、2011、37-43
- ③ 加瀬 進、スウェーデンにおける<インクルーシブ教育>—「障害者権利条約第24条/教育」に対するスウェーデン政府

- 公式見解を中心に、SNE ジャーナル、査読有、17、2011、33-51
- ④ 米田宏樹、米国の水準にもとづく教育における特別教育の実際－イリノイ州 PalatineCCSD15 の訪問調査から、SNE ジャーナル、査読有、17、2011、52-70
 - ⑤ 渡邊健治、ロシアにおけるインクルーシブ教育について、SNE ジャーナル、査読有、17、2011、8-32
 - ⑥ 荒川 智、ドイツの特別教育的促進とインクルーシブ教育、発達障害研究、査読有、32(2)、2010、146-151
 - ⑦ 加瀬 進、スウェーデンにおける〈個別発達支援計画〉全員策定の論理－2001年専門委員会報告〈生徒の成就－学校の責任〉を手がかりに、東京学芸大学紀要総合教育科学系、査読無、61、2010、271-280
 - ⑧ 加瀬 進、スウェーデン－“En Skola för Alla”をめぐる情景は今、発達障害研究、査読有、32(2)、2010、146-151
 - ⑨ 山中冴子、オーストラリア障害児教育施策におけるインテグレーション・インクルーシブ教育－教育結果の追求と障害者差別の禁止、発達障害研究、査読有、32(2)、2010、128-134

[学会発表] (計3件)

- ① 加瀬進 (代表)、荒川智、真城知己、新井英靖、米田宏樹、星野常夫、山中冴子、渡邊健治、欧米8カ国のインクルーシブ教育における合理的配慮のあり方に関する研究Ⅲ、日本特殊教育学会第50回大会、2012年9月29日、筑波国際会議場(茨城県)
- ② 加瀬進 (代表)、荒川智、真城知己、新井英靖、米田宏樹、星野常夫、山中冴子、渡邊健治、欧米8カ国のインクルーシブ教育における合理的配慮のあり方に関する研究Ⅱ、日本特殊教育学会第49回大会、2011年9月23日、弘前大学(青森県)
- ③ 加瀬進 (代表)、荒川智、真城知己、新井英靖、米田宏樹、星野常夫、山中冴子、渡邊健治、欧米8カ国のインクルーシブ教育における合理的配慮のあり方に関する研究Ⅰ、日本特殊教育学会第48回大会、2010年9月18日、長崎大学(長崎県)

[その他] ホームページ等

研究代表者ホームページ URL :

<http://www.we-collaboration.com/mt/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加瀬 進 (KASE SUSUMU)
東京学芸大学・教育学部・教授
研究者番号 : 60273538

(2) 研究分担者

荒川 智 (ARAKAWA SATOSHI)
茨城大学・教育学部・教授
研究者番号 : 802019303

真城 知己 (SANAGI TOMOMI)
千葉大学・教育学部・准教授
研究者番号 : 00243345

新井 英靖 (ARAI HIDEYASU)
茨城大学・教育学部・准教授
研究者番号 : 30332547

米田 宏樹 (YONEDA HIROKI)
筑波大学・人間総合科学研究科・講師
研究者番号 : 50292462

星野 常夫 (HOSHINO TSUNEO)
文教大学・教育学部・教授
研究者番号 : 20137821

山中 冴子 (YAMANAKA SAEKO)
埼玉大学・教育学部・教授
研究者番号 : 90375593

(3) 連携研究者

渡邊 健治 (WATANABE KENJI)
東京学芸大学・教育学部・教授
研究者番号 : 70158624